

土砂災害防止法の手続きの進捗状況に関する調査

長崎大学大学院 学生会員 ○河野祐次 長崎大学工学部 フェロー 高橋和雄
長崎大学工学部 学生会員 吉高耕平 長崎大学工学部 正会員 中村聖三

1. まえがき

平成 11 年広島豪雨災害を契機として、ソフト対策を目的とした土砂災害防止法が平成 13 年 4 月から運用され、土砂災害警戒雨量基準の設定、土砂災害危険地の基礎調査、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の設定など手続きが進められている。しかし、土砂災害雨量基準の避難対策への活用、土砂災害危険箇所の基礎調査と区域の指定は必ずしも順調に進捗していない。一方では、土砂災害危険地の防災工事の進捗率は全国的に低い状況にある。公共事業費の縮減、費用対効果による事業評価、三位一体の財政改革など昨今の土木事業を巡る厳しい状況の中で、観光や収入に寄与しない安全への投資が減少することは確実である。したがって、土砂災害危険箇所の整備の進捗がこれから進まなくなるおそれがある。現在、ハードとソフトの連携、砂防部門と消防防災部門との連携の重要性が増している。そこで、著者らは、都道府県の砂防担当部署と消防防災部署を対象に土砂災害対策及び土砂災害情報に関するアンケート調査を実施中である。本研究では、このアンケート調査のうち、土砂災害防止法の手続きの進捗状況と砂防部門と消防防災部門との連携について述べる。

2. アンケート調査の概要

平成 16 年 12 月に、都道府県砂防担当部署に「都道府県における土砂災害対策に関するアンケート調査」と同消防防災部門に「土砂災害情報等に関する消防防災アンケート調査」を郵送方式で配布・回収した。平成 17 年 2 月 28 日現在の回収数はそれぞれ、45 部（95.7%）、40 部（85.1%）である。

3. 土砂災害防止法の手続きの進捗状況について

（1）手続きの進捗状況 土砂災害防止法では、基礎調査を実施した後、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域を指定することになっている。平成 13 年にこの法律が施行されてから、約 4 年が経過した現在の作業の進捗状況を聞いたところ、表－1 の結果を得る。多くの都道府県で、現在基礎調査を実施中で、一定数の区域の基礎調査が終了した箇所から区域の指定を行っている。「土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の指定済み」は、1 都道府県のみで、まだ「基礎調査に未着手」が 2 都道府県となっている。

（2）調査の方法・実施体制 基礎調査の実施箇所の選定方法は、表－2 に示すように、優先順位（人家数、公共施設の有無など）を付けての調査が一般的である。土砂災害警戒区域と同特別警戒区域の指定は都道府県知事が行うようになっている。区域指定の意思の決定プロセスを聞いたところ、「行政のみの判断で実施」が半数強の 55.6%(25)となっており、「委員会（専門家、弁護士等）による審議で実施」15.6%(7)を上回っている。また、都道府県内の庁内体制を聞いたところ、「都市計画

表－1 土砂災害防止法による手続きの進捗状況

N=45、複数回答		
項 目	回答数	%
基礎調査に未着手	2	4.4
基礎調査を実施中	30	66.7
基礎調査を終了	0	0.0
土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の指定を作業中	4	8.9
土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の指定済み	1	2.2
基礎調査が終了した箇所から区域の指定を順次行う計画である	16	35.6
その他	4	8.9

表－2 基礎調査の実施箇所の選定方法

N=45、複数回答		
項 目	回答数	%
優先順位を付けて調査	36	80.0
全数調査	11	24.4
調査の同意が得られた地点	7	15.6
ランダムサンプリング調査	1	2.2
その他	5	11.1

キーワード：ソフト対策 土砂災害防止法 アンケート調査

連絡先：〒852-8521 長崎市文教町 1-14 長崎大学 TEL 095-819-2610 FAX 095-819-2627

表－3 現在の制度だけで

住宅再建が可能か		
N=45)		
項 目	回答数	%
可能である	2	4.4
困難である	21	46.7
どちらともいえない	20	44.4
無回答	2	4.4

表－4 現実的な支援方法

N=21、複数回答)		
項 目	回答数	%
がけ地近接等危険住宅移転事業の補助を充実させる	9	42.9
都道府県でがけ地近接等危険住宅移転事業の補助の嵩上げなどの支援制度を創設する	3	14.3
市町村で移転支援助成制度を創設する	4	19.0
国で新たな事業制度を創設する	8	38.1
その他	4	19.0

課、住宅課等担当部局との推進体制の設置」の 46.7%(21)が、「砂防課等担当部局で単独に実施」24.4%(11)を上回っている。しかし、市町村との連携体制には、「組織的な対応が取れる連絡会等を設置している」は 20.0%(9)と少なく、説明会の開催が一般的である。

（3）土砂災害特別警戒区域内の家屋の移転支援について 設定された土砂災害特別警戒区域内の住宅について、都道府県知事が住宅の移転勧告をできることになっている。区域内の住宅や宅地の買上げなどの公的な補償はない。現在のがけ地近接等危険住宅移転事業の補助（危険住宅の撤去費及び移転等に要する費用の補助金：限度額 78 万円、危険住宅に代わる住宅の建設(購入)のため、金融機関等から融資を受けた場合、借入金の利子相当額の建物助成費：限度額 406 万円、いずれも平成 16 年度実績）が適用される見込みである。このような現在の制度だけで住宅の移転・再建が可能と思うかどうかを聞いた結果を表－3 に示す。

「可能である」とする見解は極めて少ない。それでは、どんな支援が現実的かと聞いたところ、表－4 のような結果を得る。「がけ地近接等危険住宅移転事業の補助を充実させる」の他に、「国で新たな事業制度を創設する」が選ばれている。国、都道府県、市町村等で支援制度の嵩上げや新たに支援制度の創設が必要なことを示唆している。現在まで、土砂災害特別警戒区域の指定が進まない大きな理由のひとつは、住宅の移転勧告をした場合に移転を支援する制度が一つだけである点である。土砂災害危険区域の線引き、土砂災害の発生の予知、既存の住宅移転のすべてにわたって、技術的、制度的及び経費的な面で限界があることはこの法律が制定される段階から自明であった。これを乗り越えるには、国の砂防・都市計画・住宅などの連携、国・都道府県・市町村との連携、マスコミ・地域の協力が不可欠で、この法律を作った砂防部門のリーダーシップが望まれる。

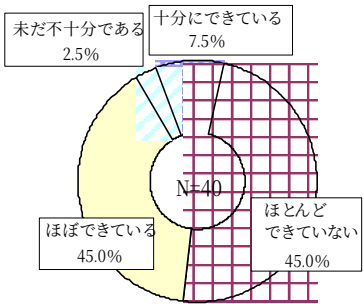
（4）防災事業の進捗率と今後の見通し 都道府県における土石流危険渓流等の防災工事の進捗率をトータルで見てもらったところ、「3 割程度」42.2%(19)及び「2 割以下」53.3%(24)となっている。防災工事が進まない主な理由は、「危険箇所数が膨大であるため」80.0%(36)である。今後の事業費の確保については、「見込みが立っている」は皆無で、「減額が予想されるが、大幅な減とはならないだろう」62.2%(28)と「大幅な減が予想される」28.9%(13)と見込まれている。事業費を確保するために、現時点で望ましい方向を聞いたところ、「これまでの補助事業制度」53.3%(24)が多く、「交付金による処置」は 8.9%(4)で少ない。

3. 消防防災課アンケートに見る市内の連携について

都道府県消防防災部門に砂防や河川などのハード部門との連携について聞いたところ、図－1 の結果を得る。最近、連携がかなり図られるようになっていことがわかる。都道府県防災会議に専門部会が半数程度設置されているが、土砂災害の部会は設置されていない。消防防災部門に土木・砂防担当等の技術系職員が配置されているかどうか聞いたところ、「いる」は 25.0%(10)となっている。

4. まとめ

本研究では、土砂災害防止法の手続き状況と砂防部門と消防防災部門の連携を述べた。災害警戒時の職員の待機等については、当日発表する。



図－1 消防防災部門と砂防・河川部門との連携